

実績評価書

平成21年8月

評価の対象となる施策目標	国際機関の活動への参画・協力を推進すること
--------------	-----------------------

1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	X	国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること
施策目標	1	国際社会への参画・貢献を行うこと
施策目標	1-1	国際機関の活動への参画・協力を推進すること
個別目標1		国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること
		(評価対象事務事業) ・ 拠出金事業による技術協力事業（世界保健機関との協同事業を含む） ・ アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に対する協力
個別目標2		世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること
		(評価対象事務事業) ・ 拠出金事業による技術協力事業 ・ 開発途上国におけるエイズ対策の推進
個別目標3		経済協力開発機構が行う研究・分析事業に対して協力すること
		(評価対象事務事業) ・ OECDの雇用労働社会分野の研究・分析 ・ OECDの医療分野の研究・分析
施策の概要（目的・根拠法令等）		
保健医療・公衆衛生・雇用・労働・社会分野における様々な課題について、国際社会に貢献するため、世界保健機関（WHO）、国際労働機関（ILO）、経済協力開発機構（OECD）等の国際機関を通じて、技術協力事業、国際的な研究・分析事業へ協力する。		
主管部局・課室	大臣官房国際課	
関係部局・課室	職業能力開発局海外協力課	

2. 現状分析（施策の必要性）

【個別目標1について】

グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。

特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。

こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。

【個別目標2について】

近年国際社会でその重要性が高まっている保健医療・公衆衛生分野における諸課題に対して、各国が協力することにより、例えば、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することが可能となり、これは我が国の感染症対策の実施の上で、重要である。

また、発展途上国における保健医療の水準の向上に寄与することにより、安定的・持続的な経済発展の基盤となり、その国の開発・発展にも貢献することとなる。

【個別目標3について】

OECDは、世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関して多角的・総合的な研究・分析を行っており、これを通じて、我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られる。このため、OECDが行う事業のうち、我が国の政策立案・運営に資する研究・分析事業に拠出し、当該事業の効果的実施に貢献することが、我が国にとって必要である。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)		H16	H17	H18	H19	H20
1	プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況(前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時)	【 %】	【 %】	【 %】	100% 【100%】	集計中 【-%】
2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度)	【-%】	【-%】	85% 【106%】	100% 【125%】	集計中
3	OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均(中程度(medium)=3以上(平成16年事業は、0~4の5段階で評価しているため、平均(average)=2以上)/2年に1回)	2.96 【148%】	3.66 【122%】	3.59 【120%】	集計中	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<p>指標1については、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力をを行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所(ILO・ROAP)の作成する報告書を基に、平成19年度プロジェクトから把握することとしている。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年度第1四半期に公表予定。</p> <p>指標2について、アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか)である。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年11月に公表予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)について：アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発の促進を目的とし、職業生涯を通じた持続的スキル開発、若年者・女性等の能力開発へのアクセスの確保、職業教育訓練の質の確保等の幅広い分野で、各国の人材開発関係機関の相互協力を促進しつつ、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、技術会合の開催等の活動を行う計画 <p>指標3について、 資料出所：OECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)</p> <ul style="list-style-type: none"> PIRについて：OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1~5の5段階で評価し、OECD事務局が各国の評価の集計・平均値の算出を行った結果に関する調査報告。 PIR対象事業と当省予算の関係：PIR対象年の事業に対しては、前年度予算により拠出(平成18年(暦年)事業については、平成17年度予算により拠出)。 政策評価の対象事業：当省が拠出金を出しているOECDの事業に係るもの。 評価は2年おきに実施され、H19年及びH20年分は、H21年9月頃に公表予定。 						

施策目標の評価**【有効性の観点】**

保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等において、我が国は長年の経験を有しており、東南アジアを中心としたアジア・太平洋地域各国におけるこれらの分野に係る課題を解決するために、我が国の経験を踏まえた支援を行うことは、効果的である。また、OECDによる研究・分析に参加することにより我が国の雇用・社会保障政策等の改善が図られるため、OECDの事業への拠出は有効である。

【効率性の観点】

現在アジア・太平洋地域各国が直面している課題に既に対応してきた我が国の経験は、諸外国がこれらの課題に対応するために実践的なものである。また、ILOやWHO等の専門知識、経験を有する国際機関を通じた協力を行うことにより、より効果的な事業を実施することが可能となっている。

また、我が国が積極的に協力・貢献しているOECDの雇用や医療に関する事業に対して、先進各国からも効果や効率性等について高い評価を得ている。

【総合的な評価】

保健医療、公衆衛生、雇用・労働分野等における国際機関を通じた協力については我が国の経験及び国際機関の専門性の双方を活用し、国際社会へ貢献するだけでなく、我が国の施策の検討や制度の安定等に資するものであるため、効率的、効果的に事業を実施しているものと評価している。

今後の課題として、金融危機に端を発した経済危機が労働市場へ与える影響、新型インフルエンザ発生のような様々な問題に即応した事業が実施されるよう国際機関に働きかけること等により、日本のプレゼンスを高めていくことが必要である。

4. 個別目標に関する評価

個別目標1 国際労働機関が行うディーセント・ワーク実現のための事業等に対して協力すること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	プロジェクト毎に設定されている計画目標(immediate objectives)の達成状況 (前プロジェクトと同程度/各プロジェクト終了時) ※施策目標に係る指標1と同じ	【 %】	【 %】	【 %】	100% 【100%】	集計中 【-%】
2	アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)のセミナー参加者が自分の所属機関等においてセミナーの成果を政策や事業等何らかの形で活用した割合(80%/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ	【-%】	【-%】	85% 【106%】	100% 【125%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<p>指標1については、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、ニーズにあった協力を行うために日本が拠出しているプロジェクトについて、そのプロジェクト毎に設定される計画目標の達成状況を、国際労働機関アジア太平洋地域事務所(ILO・ROAP)の作成する報告書を基に、平成19年度プロジェクトから把握することとしている。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成22年度第1四半期に公表予定。</p> <p>指標2について、アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)ワークショップの参加者の所属機関(各国能力開発行政機関)による評価結果(ワークショップで得られた知識・スキルを新しい制度の導入、既存の制度の運営等に活用できたか)である。平成20年度の数値を現在集計中であり、平成21年11月に公表予定。</p> <p>・アジア太平洋地域技能就業能力計画(SKILLS-AP)について：アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大ひいては経済・社会開発の促進を目的とし、職業生涯を通じた持続的スキル開発、若年者・女性等の能力開発へのアクセスの確保、職業教育訓練の質の確保等の幅広い分野で、各国の人材開発関係機関の相互協力を促進しつつ、調査・研究の実施、セミナー、ワークショップ、研修の実施、技術会合の開催等の活動を行う計画</p>						
個別目標1に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)						
<p>平成20年度においては①若年者雇用対策に関するもの、②出稼労働者の就業対策に関するもの、③日本人技術専門家を育成するもの、④ILO-WHO連携のもと実施する地域住民・労働者の健康確保等に関するもの、⑤開発途上国における職業能力開発の促進と技術就業能力の水準の向上に関するものを、それぞれ技術協力として実施しており、⑥中核的労働基準の普及促進に関するものは平成19年度限りで終了した。</p> <p>本年度の評価においては、個別目標に係る指標1に関する①～④及び⑥のうち平成19年度限りで事業を終了し達成状況を算出した⑥について、指標2に関する⑤について評価を行うこととする。</p> <p>⑥については、ASEANのうちから選定された国において、労働安全衛生及び労働環境の改善を通じて、ディーセント・ワークの実現に寄与するものであり、設定され</p>						

た2つの計画目標（i.カンボジアの労働安全衛生プログラムを改善し、その他の国に紹介する、ii.労働安全衛生面の改善促進のための好事例の収集、書籍化し、広めること）を共に達成していることから、事業の有効性が確認される。また、ASEAN諸国の直面する課題に対し、知見が蓄積されたILOが事業実施主体となり支援することにより効率的に実施している。

今後とも、プロジェクト毎に設定されている計画目標(Immediate Objective)を、より明確かつ分かりやすいものに設定するよう働きかけていくこととする。

⑤については、アジア太平洋地域の開発途上国における能力開発をとりまく状況を十分把握し、また能力開発分野の技術協力に関する専門性を有するILO/SKILLS-AP事務局が、域内各国の能力開発分野の課題をもとに設定した目標に対し、必要な活動や技術協力を行うため効率的な協力が実施されていると評価できる。また、平成19年度においては、参加者による事業の成果に関する評価が100%となっており、効果があったと考えられる。

さらに、当該活動及び技術協力においては、能力開発分野に責任を有する政労使関係者が参画することにより、事業に、必要な技術等に関する情報をより効率的に交換することができ、有効である。

参考統計	H16	H17	H18	H19	H20
1 拠出金に関する技術協力事業のプロジェクト参加者数	10,056	15,392	863	975	集計中

(調査名・資料出所、備考)

参考統計1について、国際労働機関アジア太平洋地域事務所（ILO・ROAP）の作成する報告書を基に平成19年度事業の実施から把握することとしている。また平成20年度の数値は現在集計中であり、公表は平成22年度第1四半期を予定している。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	拠出金事業による技術協力事業（世界保健機関との協同事業を含む）				
平成20年度 予算額等	163百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）				
平成20年度 決算額	163百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ILO）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					

グローバル化が進展する中で、急速な技術革新、産業構造の変化に伴い、労働分野における諸問題の解決は、開発途上国の安定的・持続的な社会的・経済的発展の条件となっており、重要な課題でもある。

特にアジア・太平洋地域の開発途上国においては、年々、我が国との社会的・経済的な関係が深化しており、技術協力を通じて、同地域の発展のために、労働環境の整備を推進することは、関係の深い我が国の発展にもつながるものであり、政策的にも重要である。

こうした状況において、同地域の安定的・持続的な経済発展の基盤として、労働環境の整備を進めるために、ILOが持つ専門的知識やノウハウを活用した技術協力を行うことが必要である。

ILOに対して任意拠出を行い、ILOの持つ専門的知識やノウハウを活用し、主にアジア地域を対象として、対象国・対象地域のニーズにあった技術協力を実施する。

平成20年度においては、①スリランカを対象とした若年者雇用対策に関する事業、②タイ及びその周辺国における国外出稼労働者等の就労者対策に関する事業、③日本人技術専門家を育成するプロジェクト、④ILO-WHO連携のもと実施する健康確保等の事業があり、⑤中核的労働基準の普及促進に関する事業は平成19年度限りで終了した。

事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

予算推移（補正後） （百万円）	209	202	200	190	163
予算上事業数	1	1	1	1	1
事業実績数	1	1	1	1	1
参考統計 日本が拠出している プロジェクト数	4	4	4	4	4

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

本年度の評価においては、平成19年度限りで事業を終了しアウトカム指標1において達成状況を算出した「中核的労働基準の普及促進に関する事業」について評価を行う。

本事業については、ASEANのうちから選定された国において労働安全衛生及び労働環境の改善を通じて、ディーセント・ワークの実現に寄与するものであり、設定された2つの計画目標（i.カンボジアの労働安全衛生プログラムを改善し、その他の国に紹介する、ii.労働安全衛生面の改善促進のための好事例の収集、書籍化し、広めること）を共に達成している。このことから事業は有効なものであったと考えている。また、ASEAN諸国の直面する課題に対し、事業実施主体であるILOに長年蓄積された知見を活用し、より効率的なプログラムとなっていたものと評価している。

個別目標を達成するための事務事業（評価対象事務事業）の評価

事務事業名	アジア太平洋地域技能就業能力計画（SKILLS-AP）に対する協力
平成20年度 予算額等	20百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）
平成20年度 決算額	20百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ILO/SKILLS-AP）

事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）

アジア太平洋地域における加盟各国の職業能力開発及び技能水準の向上、雇用の拡大については経済・社会開発の促進を目指した活動を行っている。

SKILLS-APによる加盟国人材養成機関が相互に専門知識、経験、資材・施設等を活用しながら調査・研究やセミナー・研修が効果的に実施されることにより、開発途上国における職業能力開発の促進及び技能就業能力の水準の向上を図る活動を支援するためのワークショップ・セミナーを開催している。最近では企業内訓練や技能評価がテーマとなっている。

事業（予算）実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	24	24	22	21	20
予算上事業数等 ワークショップ参加 延べ日数（人日）	145	145	145	120	120
事業実績数等 ワークショップ参加 延べ日数（人日）	222	172	152	128	198

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

平成19年度、20年度においては、企業内訓練と職場における技能評価がワークショップのテーマとなっていたが、参加者が帰国後、その成果を生かして、訓練関係法令の改正において企業内訓練の関係条文を盛り込む例や参加国が成果をより発展させ新

たな国際セミナーを開催する例がみられるなど成果をあげている。
 今後は、ワークショップで明らかになった技能ニーズと職業訓練とのミスマッチ等の課題とその対応を、域内各国によるILOと連携した具体化をフォローアップし、その成果を情報共有していくことが課題であるが、各年のSKILLS-AP計画にこのような取組を組み込むよう働きかけていく。

個別目標2

世界保健機関等が行う技術協力事業に対して協力すること

個別目標に係る指標

アウトカム指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

		H16	H17	H18	H19	H20
1	主な流行性疾患への備えと対応のために、国家準備計画と標準的作業手順が設置された国の数(前年以上/毎年度)	-	-	-	-	90
2	支援によりエイズ治療とケアサービスを拡大した国の数(前年以上/毎年度)	-	-	-	-	集計中

(調査名・資料出所、備考)

資料出所:

指標1は、WHOの2008年-2013年中期戦略計画(MEDIUM-TERM STRATEGIC PLAN 2008-2013)に基づく。

「国家準備計画」について…日本における「新型インフルエンザ対策ガイドライン」に相当する、主な流行性疾患に備えるための国家的な準備計画

「標準的作業手順」について…日本における「新型インフルエンザ対策行動計画」に相当する、主な流行性疾患に対応するための標準的な作業手順

指標2は、UNAIDSの2008年報告書(Performance Monitoring Report for 2008)に基づく。平成20年の数値は現在集計中であり、平成21年末頃公表予定。

また、両指標は、平成20年から新たに設定されたものである。

個別目標2に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)

WHO拠出金事業を通じて途上国における感染症予防等に寄与すること、及びUNAIDSを通じて途上国を始めとする世界各国のエイズ対策を支援することは、世界共通の課題となっている感染症問題に適切かつ迅速に対処することを可能とし、これは、我が国における感染症対策を、各国と整合性の取れた形で効果的に実施していくためにも不可欠である。

また、感染症予防やエイズ対策に関する長年の知見を有するWHO及びUNAIDSを通じて事業を実施することにより、より効率的な事業の実施が可能となっていると評価できる。

今後とも、国際保健分野の重要課題の変化を的確に捉えつつ、より効果的な技術協力を実施できるよう適切な改善を行っていくこととする。

個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価

事務事業名	①拠出金事業による技術協力事業 ②開発途上国におけるエイズ対策の推進
平成20年度 予算額等	1,600百万円(補助割合:[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()
平成20年度 決算額	1,459百万円
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人

その他 (WHO、UNAIDS)					
事業の概要・必要性 (事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
<p>① 拠出金事業による技術協力事業 世界各国が抱える保健医療・公衆衛生分野における様々な課題に対し、それらを解決するための一助となること、及び世界的な健康脅威に対し協力して対処することを目的として、我が国に蓄積されている高度な技術を活用し、WHOを通じて積極的に開発途上国に対する技術協力を実施することを目的とする。具体的に我が国は、感染症対策事業、母子保健事業、保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業等に対して技術協力を実施している。</p> <p>なお、指標に関する事業は感染症対策事業の中で行っており、現地専門家を対象にワークショップを開催し、また、我が国から専門家を派遣する等して、主な流行性疾患に備えるための国家的な準備計画及び標準的な作業手順を各国が策定するための支援を行っている。</p> <p>② 開発途上国におけるエイズ対策の推進 我が国の高いエイズ治療技術等を用い国際貢献を行うため、国連のエイズ関係機関との連携と協調を通じて、特に開発途上国におけるエイズの治療、予防等に係る保健医療システムの強化等に対する支援を行うことにより、世界のエイズ対策の強化に積極的に協力する。</p>					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	1,537	1,497	1,506	1,549	1,600
予算上事業数	2	2	2	2	2
事業実績数	2	2	2	2	2
(参考) 日本が拠出している プロジェクト数	11	11	5	5	4
<p>実施状況の評価と今後の課題 (改善点については期限を示す。)</p> <p>国際的な流れに対応して、適切に実施していると評価。今後の国際保健分野の重要課題の変化を的確に捉え、適切な改善を行っていく。</p> <p>※H18年度に事業の枠組みが見直されたため、プロジェクト数が減少している。</p>					

個別目標3						
経済開発協力機構が行う研究・分析事業に対して協力すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	OECD事業実施報告における各事業の質に対する各国評価平均 (中程度 (medium) = 3以上 (平成16年事業は、0~4の5段階で評価しているため、平均 (average) = 2以上) / 2年に1回) ※施策目標に係る指標3と同じ	2.96 【148%】	3.66 【122%】	3.59 【120%】	集計中	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<p>資料出所：OECD事業実施報告 (PIR, Programme Implementation Reporting)</p> <ul style="list-style-type: none"> PIRについて：OECD加盟国がOECDの事業の「質」(Quality)を1~5の5段階で評価し、OECD事務局が各国の評価の集計・平均値の算出を行った結果に関する調査報告。 PIR対象事業と当省予算の関係：PIR対象年の事業に対しては、前年度予算により拠出(平成18年(暦年)事業については、平成17年度予算により拠出)。 政策評価の対象事業：当省が拠出金を出しているOECDの事業に係るもの。 評価は2年おきに実施され、H19年及びH20年分は、H21年9月頃に公表予定。 						
<p>個別目標3に関する評価(個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価、特に「今後の課題」を踏まえ主に有効性及び効率性の観点から)</p> <p>OECDでは、加盟国制度の比較・分析を通じて政策提言等を実施しており、実施事業について加盟国が問題意識を共有し、その成果を高く評価することが重要である。我が国は、自国にとり有効な研究・分析事業へ拠出しているところであるが、加盟国全体の当該事業に対する評価は、その判断基準の1つとして有効であると考えられる。</p> <p>PIRは、各国が、国際的に重要で、効果的に行われている事業を高く評価するものであるため、個別目標3に係る事業の成果は、PIRによる各国の評価結果から判断できる。評価は、5段階のうち中間値の3 (medium) 以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるが、我が国が積極的に協力・貢献している雇用戦略の再評価事業(3.78)や医療制度のパフォーマンス事業(3.93)を含め、当省が拠出金を出しているOECDの事業の全てで、平均値3以上となっており(平成18年)、効果的・効率的に参画・協力しているものと考えられる。 (※H19、H20分が公表前のため、H18の数値による評価。)</p> <p>今後とも、我が国にとって有効で質の高い事業が実施されるよう、拠出金の配分等を通じ、OECD事務局へ積極的に働きかけることが必要であるとともに、その前提として、事業自体の質を高めることが重要である。この点で、OECDによる分析の基礎となる我が国の国内情勢や制度に対するOECD事務局側の理解が未だ十分でない側面もあるため、引き続きOECDへの十分な情報提供を行っていくことが重要である。</p>						
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価						
事務事業名	<ul style="list-style-type: none"> OECDの雇用労働社会分野の研究・分析 OECDの医療分野の研究・分析 					
平成20年度 予算額等	45百万円(補助割合：[国 /][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()					

平成20年度 決算額	40百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（OECD）				
事業の概要・必要性（事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等）					
OECDによる世界経済の主要国の雇用・社会分野の様々な課題に関する多角的・総合的な研究・分析を通じて、我が国の雇用・社会保障政策等の改善を図る。					
政府決定・重要施策との関連性					
OECDの事業の成果については、先進国の制度に関する国際比較情報として、各種審議会等の基礎資料として活用されるなど、諸政策の立案に貢献している。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移（補正後） （百万円）	45	44	44	44	45
予算上事業数	1	1	1	1	1
事業実績数	1	1	1	1	1
（参考） 日本が拠出している プロジェクト数	5	5	4	4	4
実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）					
<p>OECDによる平成19年及び平成20年の事業の評価は、平成21年9月頃公表予定であるが、平成18年の評価は目標を達成しており、我が国が拠出しているプロジェクトについては、一定の評価を受けているところである。しかし、OECDによる分析の基礎となる我が国の国内情勢や制度に対するOECD事務局側の理解については、他国に比べ一般的に英文資料が少ないこともあり、未だ十分でない側面もある。これまでも事務局への情報提供に努めているところではある。</p> <p>今後の課題として、引き続き、我が国の問題意識をOECDの事業に反映させ、我が国の国内情勢や制度を踏まえた質の高い事業が実施されるよう、各種会議等を通じOECDと積極的な意見交換・情報共有を行うことにより、我が国の状況等に関する的確な認識を持つよう促していくことが重要である。</p>					

5. 評価結果の分類

1 施策目標に係る指標の目標達成率		
指標1	目標達成率	—
指標2	目標達成率	—
指標3	目標達成率	—
<p>(目標達成率を算定できない場合、その理由)</p> <p>集計中のため(指標1は平成22年度第1四半期、指標2は平成21年11月、指標3は平成21年9月頃に公表予定。)</p>		
2 評価結果の政策への反映の方向性		
i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)		
ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)		
(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討		
<input checked="" type="checkbox"/> (ロ) 見直しを行わず引き続き実施		
(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討		
iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○)		
(理由) 適正に事業を行っているため。		
3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)		
(施策目標に係る指標)		
i 指標の変更を検討		
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討		
(個別目標に係る指標)		
i 指標の変更を検討		
ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討		
(理由)		

6. 特記事項

①国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当
(1) 有・無
(2) 具体的記載
②骨太の方針・各種計画等政府決定等の該当 (※安心プラン・新雇用戦略等当省重要政策含む。)
(1) 有・無
(2) 具体的内容
③審議会の指摘
(1) 有・無
(2) 具体的内容
④研究会の有無
(1) 有・無
(2) 研究会において具体的に指摘された主な内容
⑤総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当
(1) 有・無
(2) 具体的状況
⑥会計検査院による指摘
(1) 有・無
(2) 具体的内容
⑦その他

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

--